

景観配慮協議結果通知書

鎌 都 景 第 1591 号 2
令和8年（2026年）3月13日

株式会社タカショー
代表取締役 高木 幹太 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

配慮協議番号	第 7-28 号
土地利用類型 の 名	一般住宅地
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市玉縄二丁目1番10
行為の種類	建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特定地区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協議事項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none">・昭和30年代頃から、市街地外縁部の農地などの宅地化により形成された住宅地である。・全般的には低層であり、開放的なスケール感を持っているが、主要な道路沿いでは、中高層の建築物の立地も見受けられる。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none">・建物の基調色は景観計画に適合している。・敷地内は適切に緑化されている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	